

介護保険

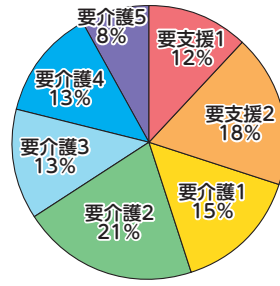
問合先 介護保険課

介護保険の運営状況

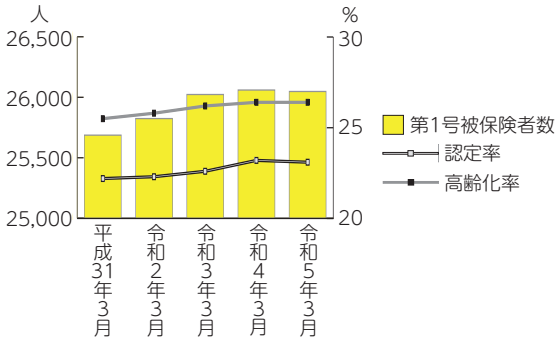
令和5年3月末の第1号被保険者数は、26,048人、高齢化率は26.4%となっています。

そのうち、6,029人が要介護(要支援)認定を受けており、

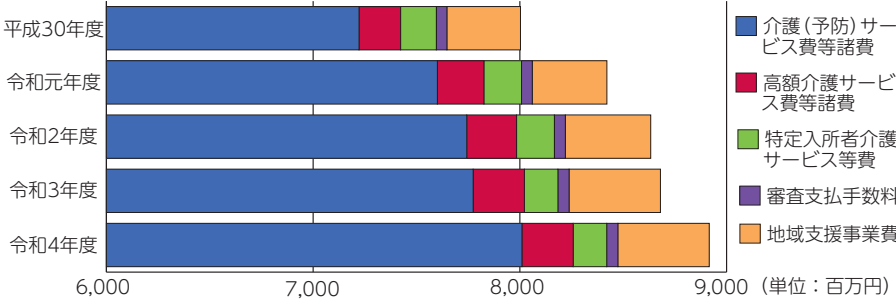
介護認定の状況 (令和5年3月)



高齢化率と認定率の推移



介護給付費等の推移



認定率は23.1%となっています。高齢化率は昨年と同率となっていますが、介護の必要性が高くなる後期高齢者数(75歳以上)が年々増加しています。

また、令和5年3月の介護認定の状況を見ると、要支援の認定を受けている人が30%、要介護認定を受けている人が70%となっています。介護度別の割合を見ると、要介護1と要介護2

の人の合計が36%、要介護3から要介護5が34%で、要支援を含めた軽度者の割合が高く、この傾向に大きな変化は見られません。

次に、介護給付費等の状況を見ると、令和4年度の総合計は89億2千万円となり、令和3年度に比べ、3.3%の伸びとなり年々増加しています。介護給付費は介護保険料算定の基礎となる金額です。そのため、市では平成24年度より負担の公平性や給付の適正化を図るため、不要なサービスが提供されていないかなどをチェックする介護給付費等適正化事業の取組を進めています。

今後も安定した介護保険制度の運営を行うには、被保険者一人ひとりのご協力が必要となります。高齢者ご自身の健康増進、介護予防への取組、また、介護保険料の納付に、ご理解ご協力をお願いします。



所得税

確定申告にかかる証明

■おむつ代の医療費控除

寝たきりなどで、おむつを使用している場合、確定申告の際に、おむつ代の領収書に医師が作成した「おむつ使用証明書」を添付することで、医療費控除を申告することができます。また、2年目以降の申告には、市が発行する「確認書」を「おむつ使用証明書」に代えることができる場合があります。

■介護保険「要支援・要介護認定者」の障害者控除

身体障害者手帳などの交付を受けていない人でも、65歳以上で介護保険の要支援・要介護認定を受け、寝たきり状態や認知症などの症状が一定の基準を満たし、「障害者または特別障害者に準ずる」と認められる場合には、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

■納めた介護保険料の社会保険料控除

1月～12月に納めた介護保険料は、社会保険料控除の対象とすることができます。特別徴収(年金天引き)した介護保険料は本人の所得申告でのみ控除対象とすることができます。普通徴収(納付書・口座振替)で納めた介護保険料がある人には、1年間(1月～12月)に納付した介護保険料の合計金額を記載した「介護保険料納付額確認書」を来年1月末に送付します。

※介護保険料を全額特別徴収(年金天引き)で納めている人には送付しませんので、日本年金機構などから送付される源泉徴収票をご利用ください。

確認書・障害者控除対象者認定書の交付を受ける場合は、証明手数料(400円)が必要です(即日交付はできません)。



65歳以上の人は 介護保険第1号被保険者

市内在住者が65歳になった場合や、65歳以上の人が市内に転入した場合、本市の介護保険第1号被保険者となり、介護保険被保険者証や介護保険料の通知書、納付書などを送ります。

介護保険料 4月1日現在（転入の場合は転入時、65歳になる場合は誕生日の前日）の世帯員の住民税課税状況と、本人の前年中の課税年金収入額や合計所得金額（*）、住民税課税状況により決定します。（保険料の算出方法は広報7月号をご覧ください。）保険料決定額は納入通知書にてお知らせします。

（*）合計所得金額：地方税法第292条第1項第13号に規定される金額（年金・給与・不動産・配当等の各収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額の合計額で、純損失・雑損失・居住用資産等の譲渡損失・上場株式等に係る譲渡損失・先物取引に係る差金等決済に係る損失の繰越控除前の金額、土地・家屋等の譲渡所得は特別控除適用前の金額）を言います。（扶養控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。）
※保険料の算定は土地・家屋に係る譲渡所得の特別控除を差し引いて計算します。

国民年金

問合先 国保年金課

ご存知ですか

障害基礎年金

国民年金加入中や、老齢基礎年金受給前の60～64歳に初診を受けた病気やケガが原因で心身に障害が残り、次の①②すべてに該当する場合は、障害基礎年金を受けることができます。

※20歳前に初診日のある病気やケガにより障害の状態になった場合は、②のみに該当すれば障害基礎年金を受けることができます。（所得制限あり）

①初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間（一部免除は納付している期間）、納付猶予期間および学生納付特例期間をあわせた期間が、その被保険者期間の3分の2以上あること
※初診日の前々月からさかのぼった1年間に保険料未納期間がないこと
②障害認定日（病気やケガにより、初めて診療を受けた日から1年6カ月を経過した日、またはそれ以前でも症状が固定した場合はその日）に国民年金法に

定められた障害等級1・2級の状態になっていること

※障害認定日以降に障害の程度が増進し、65歳になるまでに1・2級に該当した場合も申請できます。

年金額（令和5年度）

●1級：993,750円（昭和31年4月1日以前に生まれた人は990,750円）
●2級：795,000円（昭和31年4月1日以前に生まれた人は792,600円）

※受給者に生計を維持する子（年度末において18歳未満の子、または1・2級の障害の状態にある20歳未満の子）がいる場合は加算があります。

過去の国民年金任意加入対象期間（海外在住期間など除く）に加入していなかったことにより、その当時負った障害で障害基礎年金などを受給していない人に、国民年金制度の発展過程において生じた特別事情をかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金」があります。
受給額は障害基礎年金額と異なります。また、経過的福祉手当を受給中の人は併給できません。
※詳しくは問い合わせてください。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療 健康診査・歯科健康診査

健康診査・歯科健康診査

広域連合が指定する医療機関や歯科医院などにおいて、年度中（当該年度の3月31日まで）に1回、無料で受診することができます。ただし、次に該当する人は、対象外となります。

●病院または診療所に6カ月以上継続して入院中の人
●特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している人
※詳しくは4月下旬から5月上旬にかけてお送りした「後期高齢者医療の健康診査について」または「歯科健康診査のお知らせ」をご覧ください。（年度途中に新たに75歳になった人には、誕生月の翌月にお送りしています。）

健康診査

糖尿病や高血圧症などの生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え（フレイル）などのチェックをします。現在生活習慣病で通院されている人も積極的に受診してください。受診の際は、受診

券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

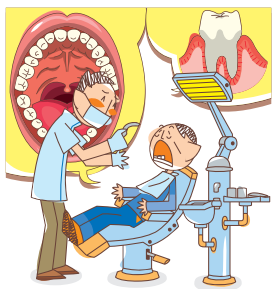
※事前に必ず受診希望の医療機関へ実施状況を含めて問い合わせてください。人間ドックを受診した人は、健康診査を受診する必要はありません。退院・退所したなど事情に変更があった場合は、受診券を発行しますので、問い合わせてください。

【歯科健康診査】

歯や歯肉の状態だけでなく、お口の機能もチェックしますので、義歯を使用中の人も積極的に受診してください。受診の際は、被保険者証を忘れずにお持ちください。（受診券はありません。）

※事前に必ず受診希望の歯科医院へ実施状況を含めて問い合わせてください。

問合先 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎06・4790・2031 Fax06・4790・2030、国保年金課



国民健康保険

問合せ先 国保年金課

加入・脱退の届出は 14日以内に

国民健康保険に加入している人が、就職や扶養認定されるなど社会保険に加入した場合、国民健康保険を脱退する必要があります。勤務先の新しい保険証と国民健康保険証を持参し、届出をしてください。

また、勤務先を退職して健康保険の任意継続をしなかった場合や、扶養から外れるなど社会保険の資格を喪失した場合は、国民健康保険に加入することになります。勤務先で加入していた健康保険の資格喪失証明書を持参し、喪失日（*）から14日以内（厳守）に届出をしてください。

国民健康保険への加入は、直前に加入していた健康保険の喪失日までさかのぼります（最長2年間）。保険料も届出月ではなく加入月（資格取得月）から負担することになります。
（*）喪失日：健康保険の資格が切れた日

「任意継続制度」って？

勤務先の健康保険に一定の加入期間があれば、退職後も引き続き2年間を限度に継続加入できる制度です。保険料は会社負担分も含めた額（限度額あり）です。退職日の翌日から20日以内（厳守）に全国健康保険協会大阪支部または勤務していた会社の健康保険組合で手続きをしてください。

退職する場合は、国民健康保険と任意継続のどちらを選択するのかをよく検討してください。



12月は国民健康保険料 徴収強化月間

「納付は必ず納期限内に」

保険料は医療費や出産一時金などの給付の費用にあてられる国保の大切な財源です。保険料徴収を強化するため、夜間の電話・訪問催告などを実施します。納期限を過ぎると、保険料のほかに督促手数料や延滞金もあわせて納めていただくことにもなります。また、未納のままにしておく、保険証の有効期間や保険給付に制限がかかるほか、公平性の観点からやむを得ず滞納している人の財産を調査し、それらを差し押さえることにもなります。

※保険料は納期限までに納めてください。納付困難な事情がある場合は、納付猶予や分割納付の相談もできますので、電話で相談してください。



国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 休日・夜間の納付相談窓口

保険料の納付および納付相談窓口を設けていますので、ご利用ください。

- 12月17日(日) 午前9時～正午
- 12月21日(木) 午後5時30分～8時（受付：午後7時30分まで）

場所・問合せ先 国保年金課



税

問合先 税務課

固定資産税

■1月1日現在の所有者に課税
今年中に土地・家屋を取得した場合や家屋を新築した場合

は、令和6年度から固定資産税が課税されます。家屋を新築や増改築したときは、税務課へ届出をしてください。

※登記申請をした人は届出の必要はありません。

■家屋を取り壊したときは届出が必要です

今年中に家屋を取り壊した場合は、その部分にかかる固定資産税は、翌年から課税されなくなりません。必ず税務課へ届出をしてください。届出をしないと、引き続き課税される場合があります。

■償却資産の申告

市内に事業用の償却資産を所有している人(法人または個人)は、毎年1月末までに該当する資産を申告することになります。今年1月2日以降に資産の入れ替えや開業、廃業、個人

から法人への資産の異動などがあった場合は、特にご注意ください。

また本市では、固定資産税(償却資産)の实地調査を行っています。申告書の提出の際は、申告内容の今一度の点検をお願いします。

【令和6年度分申告書類】

配布時期 12月中旬(予定)
提出期限 来年1月31日(水)

※郵送または電子申告(エルタックス)での申告にご協力ください。

ELTAX(エルタックス)ホームページ <https://www.eltax.ita.go.jp/>



▲エルタックス

12月は「税込確保重点月間」

大切な市税を確保するため、12月を税込確保重点月間と定め、夜間・日曜日の納税相談のほか電話・訪問催告などを実施します。

また、「泉佐野市納付勧奨等コールセンター」による納付勧奨も行います。納付がまだの人は早めの納付をお願いします。

■夜間・休日納税相談

病気・失業などの特別な事情により、やむを得ず納期限までに納められない場合は、期間を限った納税猶予制度や分割納付などの方法がありますので、早めに相談してください。

日時

●夜間納税相談：12月5日(火)～7日(木)は午後8時まで

●休日納税相談：12月10日(日)午前9時～正午

■滞納処分

滞納(市税を決められた納期限内に納めないこと)になると、まずは督促状や催告状により納付を促しますが納付相談もなく、市税を滞納したままでいると延滞金がかさむばかりでなく、納付期限内に納めた納税者との税の公平を保つため、やむを得ず滞納している人の財産を調査し、差し押さえるなどの強制処分を行うこととなります。

このようなことにならないように納期限内に納付しましょう。

■忘れずに納めましょう

固定資産税(償却資産分含む)、市府民税の第4期の納期限は、12月25日(月)です。市税の納付には、便利な口座振替のご

利用を！

また、スマホ決済(コンビニ納付用バーコードを利用した請求書払い)も利用できます。

税務署からのお知らせ

問合先 泉佐野税務署
☎462-3471

所得税などの申告はe-Taxをご利用ください！

確定申告をはじめとした各種申告書などの作成は、スマートフォンやパソコンから国税庁ホームページにアクセスし、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、提出書類を完成させることができるようになっており、作成されたデータを、マイナンバーカード方式などで送信すれば、申告書作成会場に行かずに自宅などから確定申告書などの提出をすることができます。さらにマイナンバー連携を利用すると、控除証明書などの必要書類のデータを申告書の該当項目へ自動で入力することができます。また、データ送信できない場合でも、印刷して郵送で提出することが可能です。

※詳しくは国税庁ホームページ

(<https://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。

給与所得者・年金受給者のための還付申告会場

泉佐野税務署では、確定申告期前に、年金受給者、給与所得者の医療費控除、住宅借入金等特別控除及び中途退職者に係る還付申告会場を、イオンモールりんくう泉南2階イオンホール(泉南市りんくう南浜3番12号)に開設を予定しています。開催の詳細は、決定次第、改めて掲載します。

なお、税務署をはじめとする各申告会場では、原則、自身で作成していただくことになっていきますので、「ご承ください」。

大阪府からのお知らせ

～12月は税込確保重点月間～

みなさんから納めていただいた税金は、教育、福祉、安全なまちづくりなど、府民のみなさんの身近な生活に生かされています。納期限までに納税いただきますよう、ご理解ご協力をお願いします。

問合先 大阪府泉南府税事務所
(☎439-3601)